障害者差別解消法とは

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会) をつくることを目的とした法律です。この法律では、正当な理由がなく障がいを理由とする差 別の解消を目指し、「合理的配慮の提供」などを行うこととしています。

合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア (障壁) を取り除くために何らかの対応を求められた 時に、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。国・都道府県・ 市町村などの行政機関等だけでなく、お店などの事業者にも令和6年4月1日から合理的配慮の 提供が新たに義務づけられました。

合理的配慮の具体例 ※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下 の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の 例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮(例:肢体不自由)

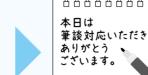


障がいのある人からの申出 飲食店で車椅子のまま着席 したい。

申出への対応

(合理的配慮の提供) 机に備え付けの椅子を片付 けて、車椅子のまま着席で きるスペースを確保した。

意思疎通への配慮(例:弱視難聴)



障がいのある人からの申出

難聴のため筆談によるコミュ ニケーションを希望したが、 弱視でもあるため細いペンや 小さな文字では読みづらい。

申出への対応

(合理的配慮の提供) 太いペンで大きな文字 を書いて筆談を行った。

「合理的配慮」には対話が重要です!

- ●合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障が いのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このよう な双方のやり取りを「建設的対話」と言います。
- ●障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者等の双方が 持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代わりの手段を 見つけていくことができます。

もしも、障がいを理由とする差別で困ったときには?

障がいを理由とする差別を受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困った時には、地域 の相談窓口にご相談ください。

相談窓口----

■ 茨城県障害者差別相談室

(相談日時) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階 茨城県手をつなぐ育成会内

■ 茨城町社会福祉課

TEL.029-240-7112

TEL.029-246-6049 FAX.029-246-6048

この冊子は環境に配慮し

©(株)現代けんこう出版 無断転載・複製禁止

障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、障がいのある方や難病のある方を対象に 行う支援の総称です。自宅や施設での介護、自立に向けた訓練など、様々な支援を受けること ができます。また、児童の場合、児童福祉法により、児童の発達や自立を支援するサービスを 受けることができます。



家事を行うのが大変で困っています…

単身の場合、「居宅介護」というサービスを利用できます。「居宅介護」とは、ヘル パーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行っ たり、通院の付き添いなどを行ったりするサービスです。お客様の生活の中で 困っていることに合わせて、サービスを利用しましょう。単身でない場合でも、利 用できる場合があります。その他条件等がありますので、まずはご相談ください。





働きたい気持ちはありますが、 就職に対して不安な思いがあります…

「就労移行支援」というサービスがあります。「就労移行支援」とは、一般企業な どで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させる ための訓練や、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓など、必要な支 援を行うサービスです。一般就労についての相談や、訓練を通して必要な知識 を身につけることができます。





周りの子に比べて、子どもの発達が遅い 気がして不安な思いがあります…

「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」というサービスがあります。お子 様に対して、日常生活に必要な動作や知識の指導、集団生活に必要な適応訓練、 地域社会との交流促進などを行うサービスです。お子様の年齢や発達の状態 に合わせて利用することができます。



※上記では障がい福祉サービスの一部を例としてご紹介しています。他にも、障がいの種類に応じて様々な障がい福祉サービスがあります。 ※障がい福祉サービスをご利用になるためには、障害者手帳や生活状況等、細かい条件があります。まずはご相談ください。

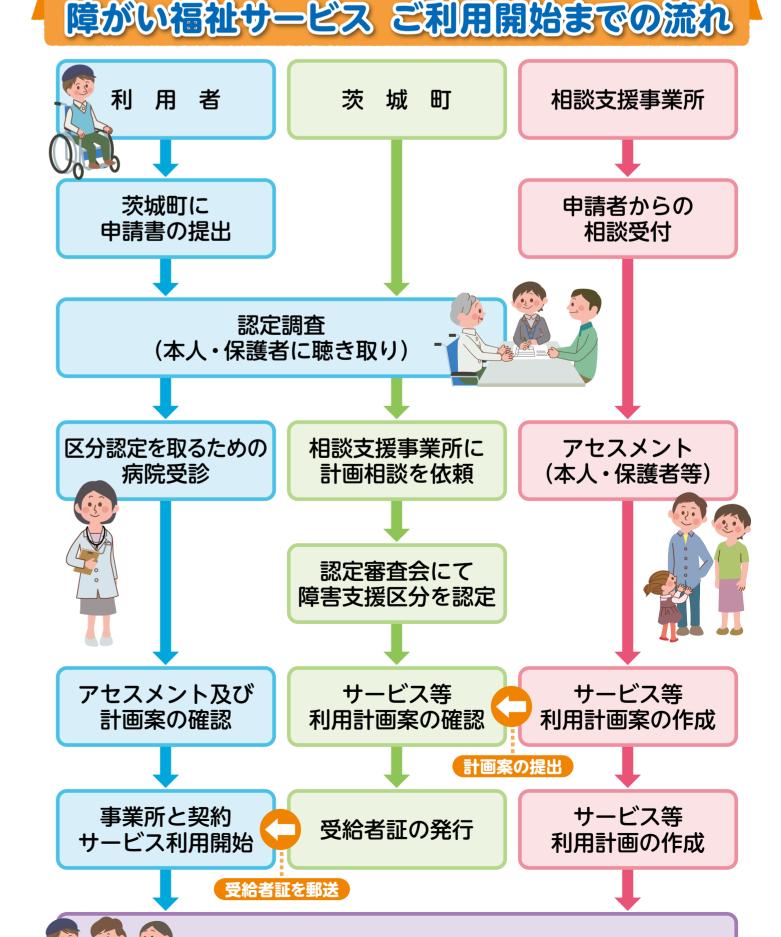
障がい福祉サービス についての お問い合わせは

■ 茨城町役場 社会福祉課

TEL.029-240-7112 FAX.029-219-1026

■ 茨城町基幹相談支援センター ふぃるさぽーと TEL.029-350-2565





-定期間ごとに相談支援事業所とモニタリングを行う

※利用するサービスの種類によって、手続き方法が異なる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。

